

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則の一部を改正する規則

改正案	現行
<p>福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則 (平成三十年福岡県規則第十三号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県国民健康保険法施行 条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号。以 下「条例」という。)第八条第二項及び第二十 四条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付 金(以下「納付金」という。)の徴収に関し、 必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納付金の額)</p> <p>第三条 条例第八条第二項に規定する各市町村の 納付金の額は、当該市町村に係る次に掲げる額 の合算額とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 子ども・子育て支援納付金納付金額</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>5 第一項第四号の子ども・子育て支援納付金納 付金額は、算定政令第十一条の二に規定する子 ども・子育て支援納付金基礎額及び算定 政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額 のうち子ども・子育て支援納付金納付金に係る 加算額として知事が定める額の合算額から、算 定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算 額のうち子ども・子育て支援納付金納付金に係 る減算額として知事が定める額を控除した額と する。</p> <p>(一般納付金基礎額調整係数)</p> <p>第七条 一般納付金基礎額調整係数は、国民健康 保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関 する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一 号。以下「交付金等省令」という。)第十条第 一項第一号に掲げる数とする。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(介護納付金納付金基礎額調整係数)</p> <p>(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調 整係数)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県国民健康保険法施行 条例(平成二十八年福岡県条例第四十一号。以 下「条例」という。)第八条第二項及び第二十 一条の規定に基づき、国民健康保険事業費納付 金(以下「納付金」という。)の徴収に関し、 必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納付金の額)</p> <p>第三条 条例第八条第二項に規定する各市町村の 納付金の額は、当該市町村に係る次に掲げる額 の合算額とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>2〜4 (略)</p> <p>(一般納付金基礎額調整係数)</p> <p>第七条 一般納付金基礎額調整係数は、国民健康 保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費 納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二 十九年厚生労働省令第百十一号。以下「交付金 等省令」という。)第十条第一項第一号に掲げ る数とする。</p> <p>(介護納付金納付金基礎額調整係数)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>(新設)</p>

第十条 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第二十五条の八第一項第一号に掲げる数とする。

(市町村別納付金減算額の算定)

第十一条 (略)

(係数等の通知)

第十二条 知事は、第四条に規定する通知をするときは、併せて次に掲げる係数等を通知するものとする。

一～四 (略)

五 条例第二十条に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数

六 条例第二十三条第一項各号に掲げる数

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 第十条に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

十一 (略)

(係数等の公表)

第十三条 県は、条例第八条第一項に規定する各市町村の納付金の額を算定した場合には、前条第一号から第十号までに掲げる係数等を公表するものとする。

2 (略)

(補則)

第十四条 (略)

(市町村別納付金減算額の算定)

第十条 (略)

(係数等の通知)

第十一条 知事は、第四条に規定する通知をするときは、併せて次に掲げる係数等を通知するものとする。

一～四 (略)

五 条例第二十条第一項各号に掲げる数

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

(係数等の公表)

第十二条 県は、条例第八条第一項に規定する各市町村の納付金の額を算定した場合には、前条第一号から第八号までに掲げる係数等を公表するものとする。

2 (略)

(補則)

第十三条 (略)